

監 事 意 見 書

平成21年度 社団法人全国少年警察ボランティア協会の監査結果について


1. 平成21年度事業報告書
2. 平成21年度収支計算書
 - (1) 収支計算書 平成21年4月1日から平成22年3月31日まで
 - (2) 収支計算書に対する注記
3. 平成21年度財務諸表
 - (1) 貸借対照表 平成22年3月31日現在
 - (2) 正味財産増減計算書 平成21年4月1日から平成22年3月31日まで
 - (3) 財務諸表に対する注記
 - (4) 財産目録 平成22年3月31日現在

平成21年度、社団法人全国少年警察ボランティア協会の財産の管理及び業務執行状況を定款第13条第5項の規定により監査した結果、適法、かつ妥当であることを認めます。

なお、上記事実を証明するため、監査法人 不二会計事務所代表社員 公認会計士 水谷 章の監査報告書を別紙のとおり添付します。

平成22年5月17日

社団法人 全国少年警察ボランティア協会

監事 横山裕徳 

監事 吉岡棟憲 

独立監査人の監査報告書

平成22年5月13日

社団法人 全国少年警察ボランティア協会

理事長 山田 晋作 殿

監査法人 不二会計事務所

代表社員
業務執行社員 公認会計士

水谷



当監査法人は、社団法人全国少年警察ボランティア協会の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、正味財産増減計算書及び財産目録並びに収支計算書（以下「財務諸表等」という。）について監査を行った。この財務諸表等の作成責任は理事者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表等に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表等に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、理事者が採用した会計方針及びその適用方法並びに理事者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表等の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

監査の結果、当監査法人の意見は次のとおりである。

- (1) 当監査法人は、財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる公益法人会計の基準に準拠して、社団法人全国少年警察ボランティア協会の当該財務諸表に係る期間の財産及び正味財産増減の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。
- (2) 当監査法人は、収支計算書が、「公益法人会計における内部管理事項について」（平成17年3月23日公益法人等の指導監督等に関する関係省庁連絡会議幹事会申合せ）に従って社団法人全国少年警察ボランティア協会の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの事業年度の収支の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

社団法人全国少年警察ボランティア協会と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上